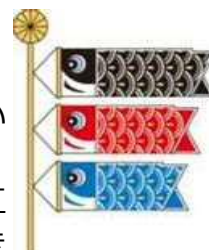


## ◆所長あいさつ

新緑の候、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。  
日頃より、本市のまちづくり行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和2年度、大門下野田地区では、昨年度途中まで施工しておりました盛土工事の沈下観測業務や文化財発掘調査、補償等を鋭意進めてまいります。引き続きご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルスが猛威をふるい日常生活に支障をきたしていることと存じますが、地権者の皆様には、健康にご留意くださいますよう、心よりご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。



### 令和2年度 浦和東部まちづくり事務所職員一覧

所長 高橋 希好

※ハッチは本年度より新たに配属された職員

#### ◇管理係

係長	豊田 隆
主査	金田 達則
主任	濱中 貞夫
主任	山口 沙織
技師	松山 幸司
技師	枝川 祥子

#### ◇区画整理係

所長補佐(兼)係長	藤原 健二
主査	吉田 広明
主査	櫻沢 健一
主任	那賀島 大地
主任	松谷 真一
技師	齊藤 光治郎

## ◆事務所からのお願い

下記に該当する方は、当事務所への届出や申請が必要になります。ご協力をお願いします。

- 土地登記簿の住所・氏名を変更した ⇒ 各種届出の提出が必要になります(土地区画整理法 85 条)
- 土地を売買・贈与・相続した ⇒ 各種届出の提出が必要になります(土地区画整理法 85 条)
- 土地を分筆したい ⇒ 従前地分筆の申請が必要になります(土地区画整理法 82 条)
- 建物の新築・増改築したい ⇒ 土地区画整理法 76 条の申請が必要になります
- ブロック塀や駐車場を設置したい ⇒ 土地区画整理法 76 条の申請が必要になります

### お問い合わせ先 さいたま市役所 都市局 まちづくり推進部 浦和東部まちづくり事務所

- 住所 〒336-0963 さいたま市緑区大字大門 2564-6
- 電話 区画整理の工事や補償に関して : 048-878-5140 (区画整理係)  
届出等や美園地区全般のまちづくりに関して : 048-878-5143(管理係)
- ファックス 048-878-5141
- メール urawa-tobu-machidukuri@city.saitama.lg.jp